

令和 6 年度

第 11 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 7 年 2 月 28 日（金）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和6年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年2月28日(金) 午後3時30分  
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

1番	長井	3番	竹原	8番	小山
10番	五十嵐	11番	笠原	17番	高波
18番	田鹿	19番	中嶋	21番	大島

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(大島区)	高橋	小山	
(牧区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	
(三和区)	福原	高橋	

2 欠席委員

(1) 農業委員…5番 橋本 7番 滝沢 12番 長瀬

(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部 藤村  
(柿崎区) 平野  
(大潟区) 細谷

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎
大島区駐在室	主任	朝倉
牧区駐在室	主任	樋口
柿崎区駐在室	次長	石澤
	主任	上田
大潟区駐在室	班長	吉田
頸城区駐在室	主任	関間
吉川区駐在室	班長	久保埜
三和区駐在室	班長	橋立

#### 4 会議に附した事件

##### (1) 議事録署名委員の氏名

8 番 小山 10 番 五十嵐

##### (2) 審議案件

###### ①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時30分 それでは、これより令和6年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 8番 小山委員、 10番 五十嵐委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 省略</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。  《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt; 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしく願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から4頁までをご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>1 頁、番号 2105 番から 3 頁、2116 番までの 12 件は、貸し人の要望によるもの、圃場が耕作不便であること、及び、耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後は、休耕です。</p> <p>3 頁、2117 番は、解約後、他者へ貸付予定。</p> <p>2118 番は、契約期間を変更して、再契約です。</p> <p>2119 番から 4 頁、2124 番までの 6 件は、中間管理機構を介した転貸について、地権者の要望による解約で、解約後は他者へ貸付予定です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 38 件をご説明いたします。議案書は 5 頁から 12 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2105 番から 6 頁、2109 番までの 5 件は、地主及び前耕作者の労力不足により、近隣の農業者に新規に設定するもので期間は 5 年、2109 番は 6 年です。</p> <p>番号 2110 番から 10 頁、2130 番までの 21 件は、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は、2 年、3 年、5 年、6 年です。</p> <p>2131 番から、12 頁、2142 番までの 13 件は、終期が、令和 7 年 4 月 9 日以降のため、終期到来後に更新です。</p> <p>契約期間は、3 年、5 年、6 年、10 年です。</p> <p>なお、貸借権設定 38 件の賃料については、一部の案件において、借り受け地全体での賃料が設定されている案件もありましたが、すべて、10 a 当たり割り返したものに統一して表記しております。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定3件を審議しますが、13頁、番号2101番から2103番までの3件は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長 安塚区 駐在室	<p>それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」高波委員に関連する貸借権設定3件をご説明いたします。</p> <p>議案書は13頁をご覧ください。</p> <p>番号2101番から2103番までの3件は、中間管理機構を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が令和7年6月4日に満了するため、更新するものです。</p> <p>3件とも契約期間は10年ですが、番号、2102番と2103番は、耕作者の要望により、終期を令和16年末としています。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、14頁のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員に関連する番号2101番から2103番までの3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
議 長	<p>≪浦川原区駐在室の議案≫</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号2501番から番号2503番の3件です。</p> <p>すべて合意による解約です。返還後の利用計画は、番号2501番、2502番は他者へ貸付予定。番号2503番は農地中間管理事業を介した契約に変更するため、解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定7件を審議しますが、2頁、番号2503番は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願ひいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」〇〇委員に関連する貸借権設定1件を説明いたします。2頁、番号2503番をご覧ください。</p> <p>対象農用地は1筆、期間満了に伴う再設定です。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員に関連する番号 2503 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
議 長	<p>続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 7 件のうち、〇〇委員関連以外の案件について説明いたします。</p> <p>2 頁、3 頁をご覧ください。</p> <p>2 項、番号 2504 番は渡人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸借権を設定するものです。それ以外の 5 件は、期間満了に伴う再設定です。</p> <p>対象農用地は 4 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局</p>

大島区 駐在室	<p>の説明を求めます。</p> <p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1頁から3頁をご覧ください。</p> <p>番号2902番から2912番の11件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は2902番から2905番及び2910番、2911番が休耕、2906番が他者に貸付予定、2907番、2912番が他者に貸付、2908番、2909番が他者に贈与です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b></p>
大島区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は、1頁から4頁をご覧ください。</p> <p>番号2901番、2902番はいずれも譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より贈与により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
〇〇委員	<p>番号2901番について、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
〇〇委員	<p>番号2902番について、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定42件をご説明いたします。</p> <p>議案書は5頁、番号2913番から13頁、2954番をご覧ください。</p> <p>番号2913番から2947番の35件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。番号2948番から2954番の7件は、いずれも渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。</p> <p>これら42件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><b>&lt;&lt;牧区駐在室の議案&gt;&gt;</b></p>
議 長	<p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p>

駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は1頁から26頁、番号3301番から番号3425番の125件をご覧ください。</p> <p>いずれの案件も合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕又は地主耕作、他者へ貸付、基盤法による再契約、中間管理機構へ移行です。</p> <p>また、番号3337から番号3342、番号3361から番号3364は、牧農林業振興公社を經由転貸した円滑化事業の解約案件になります。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定110件を説明いたします。</p> <p>27頁、番号3324番から49頁、番号3433番をご覧ください。</p> <p>番号3329番など29件は、〇〇の解散などにより、新規に貸借権を設定するものです。</p> <p>それ以外の案件については、基盤法再契約に伴う再設定です。</p> <p>当該案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3714番から2頁、番号3719番までの6件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>&lt;<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。</p> <p>番号3701番は、渡人が高齢により、耕作が困難となったため、近隣の受人が家庭菜園として利用するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。4 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3717 番は、財産整理のため、利用権を設定している受人へ売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 24 件について、事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 24 件を説明いたします。5 頁、番号 3718 番から 10 頁、番号 3741 番をご覧ください。</p> <p>6 頁、3721 番、3722 番、3724 番は、前耕作者の労力不足に伴い、新たな耕作者と貸借権を設定するものです。</p> <p>7 頁、3729 番、3730 番は、農地中間管理機構を通じた契約が満了したため、相対契約に切替えるものです。</p> <p>8 頁、3731 番から 10 頁、3741 番までは、経営移譲に伴う新規設定です。</p> <p>その他の案件は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 6 件を説明いたします。</p> <p>11 頁、番号 3709 番から 12 頁、番号 3714 番をご覧ください。</p> <p>3709 番、3711 番、3712 番、3714 番は、労力不足や農地の集約に伴い、新規に貸借権を設定するものです。</p> <p>3710 番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>3713 番は、労力不足に伴い、新規に貸借権を設定するものです。</p> <p>対象農用地等リストは、13 頁から 15 頁のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;大潟区駐在室の議案&gt;</u></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、番号4602番から4604番までの3件をご覧ください。</p> <p>本件は〇〇の圃場整備に係る案件であり、農地中間管理機構を通して、再度、同者への貸付を行う予定となっています。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件ではありますが、番号4604番に関しては世代交代が行われたことから解約と機構との契約者が違うことを申し添えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><b>&lt;報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について&gt;</b></p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告いたします。</p> <p>2頁、番号4601番、4602番をご覧ください。</p> <p>4601番は、大潟区渋柿浜地内。4602番は、大潟区下小船津浜地内の農地で、いずれも所有者の同居家族または血縁者の個人用住宅を建設するために転用するものです。</p> <p>それぞれ住宅団地内にあり、既に住宅に囲まれていることから、転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。</p> <p>3 頁、番号 4619 番をご覧ください。</p> <p>本件はもともと労力不足により貸借権設定を設定し、譲受人が耕作を行っていましたが、相続により遠地在住者の所有となったことから協議のうえ、売買による所有権移転をするものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、貸借権設定 67 件について審議いたしますが、6 頁、番号 4627 番は、〇〇に関連する案件ですので、議事参与の制限により、議長を〇〇と交代いたします。</p> <p>(議長を〇〇と交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>6 頁、番号 4627 番をご覧ください。</p> <p>本件は契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は 10 年となっており、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員関連の番号 4627 番を原案どおり決定することに賛成する方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
議 長	<p>議長を〇〇に交代いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、〇〇の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 67 件のうち、〇〇委員関連の番号 4627 番を除く 66 件を説明いたします。</p> <p>4 頁、番号 4620 番から 5 頁、番号 4623 番は新規設定。番号 4624 番から 4626 番、6 頁、番号 4628 番から 20 頁番号 4686 番までは期間満了に伴う再設定です。</p> <p>契約期間は貸人と受人で協議をされ 2 年、10 年または 20 年で設定されています。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定、11 件を説明いたします。21 頁、番号 4601 番から 23 頁、番号 4611 番までをご覧ください。</p> <p>これは、報告第 1 号でもお伝えしましたが、〇〇の圃場整備に係る案件で、いままで自作または相対契約であったものを、農地中間管理機構を通した契約とするもので、契約期間は 20 年となっています。</p> <p>なお、自作地の賃借料は無料となっていることを申し添えます。</p> <p>具体的な対象農地は、24 頁からの対象農用地リストのとおりです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪頸城区駐在室の議案≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしく願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 5304 番から、2 頁、番号 5308 番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5304 番は他者へ売却、番号 5305 番は経営基盤法再契約、番号 5306 番は他者へ貸付予定、番号 5307 番及び、5308 番は他者へ貸付です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転3件について、説明いたします。</p> <p>3頁、番号5323番から番号5325番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の希望により、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、貸借権設定62件を審議しますが、15頁、番号5383番及び16頁、番号5384番は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議 長  頸城区 駐在室</p>	<p>それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員に関連する貸借権設定2件を説明いたします。</p> <p>15頁、番号5383番及び16頁、番号5384番をご覧ください。</p> <p>2件とも、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員関連の番号 5383 番及び番号 5384 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
議 長 頸城区 駐在室	<p>続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 62 件のうち、〇〇委員関連の番号 5383 番及び番号 5384 番を除く 60 件を説明いたします。4 頁から 16 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5326 番から番号 5328 番は、新規に貸借権を設定するものです。</p> <p>それ以外の案件については、経営基盤法再契約や契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>なお、これら 60 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、6201番から20頁、6318番の115件をご覧ください。</p> <p>1頁、番号6201番から6202番、及び20頁、番号6318番の3件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定が2件、休耕1件です。</p> <p>それ以外の1頁、番号6203番から20頁、番号6314番の112件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、圃場整備事業に伴う中間管理機構への貸付が97件、中間管理機構への貸付予定が15件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>21頁、番号6201番から6202番の2件をご覧ください。</p> <p>番号6201番は、労力不足により、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>番号6202番は、規模拡大を希望する譲受人と賃貸借権を設定するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
常山委員	<p>番号6201番及び番号6202番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件について、説明いたします。</p> <p>22頁、番号6402番と6403番までの2件をご覧ください。</p> <p>いずれも譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長  吉川区 駐在室	<p>続きまして、貸借権設定183件について、事務局の説明を求めます</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定183件を説明します</p> <p>23頁、番号6219番から59頁、番号6401番をご覧ください。</p> <p>23頁、番号6219番から57頁、番号6390番の172件は期間満了に伴う再設定です。</p> <p>また57頁、番号6391番から59頁、番号6401番の11件は新規設定であり、いずれも賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>これら 183 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を説明いたします。</p> <p>60 頁、番号 6201 番から 67 頁、番号 6236 番の 36 件をご覧ください。</p> <p>この内、60 頁、番号 6201 番から 66 頁、番号 6232 番の 32 件が、圃場整備事業実施に伴い、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて地域の担い手に農地の貸付を行うものです。</p> <p>66 頁、6233 番から番号 6235 番が再設定、番号 6236 番は新規契約となります。</p> <p>具体的な対象農地は、68 頁から 89 頁までの対象農用地リストのとおりです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>≪<u>三和区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。</p> <p>議案書は1頁及び2頁、番号8601番から番号8606番までをご覧ください。</p> <p>番号8601番は、地主耕作に変更、番号8602番から番号8605番までは、中間管理機構を介した契約から相対契約に変更、番号8606番は他者に売却するため解約するものです。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>&lt;<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、審議いたしますが、3頁、番号8632番から4頁、番号8636番までの5件は、〇〇委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	それでは、〇〇委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定」について、〇〇委員に関連する貸借権設定5件を説明いたします。</p> <p>4頁、番号8634号及び番号8635号は、これまでの中間管理機構を介した契約から相対契約に変更するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>その他の案件は契約期間満了による再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、〇〇委員に関連する貸借権設定 5 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(〇〇委員 復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、〇〇委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」〇〇委員関連以外の貸借権設定 6 件を説明いたします。 議案書は 3 頁から 5 頁までをご覧ください。 これらの案件は、契約期間満了による再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定3件をご説明いたします。</p> <p>議案書は6頁、番号8607番から番号8609番までをご覧ください。</p> <p>全て契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、7頁のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
笠原部会長	<p>【7. その他】</p> <p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>（田鹿職務代理あいさつ）</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第11回第二農地部会定例会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

午後 4 時 25 分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_